

## 京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の改正（骨子案）について

### 1 改正の趣旨

- 地球温暖化の進行は異常気象をもたらしていると言われ、近年、猛暑日や極端な大雨の発生回数が増加傾向にあるなど、気候変動の影響とみられる自然災害が全国各地で多く発生しています。
- 脱炭素社会の実現に向けて、2016年にはパリ協定<sup>\*1</sup>が発効し、国においては、今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」の実現を目指す「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（2019.6）や、再生可能エネルギーの主力電源化を目指すことを明記した、「第5次エネルギー基本計画」（2018.12）が策定されました。
- 一方、IPCC1.5℃特別報告書（2018.12）では、世界の気温は工業化以降、既に1℃上昇しており、気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年前後に二酸化炭素の実質排出量をゼロにする<sup>\*2</sup>必要があること等が示されました。以降、国内外で2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す動きが活発化しており、京都府も、2020年2月に、「2050年に温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。
- 2020年度に京都府地球温暖化対策条例（平成17年京都府条例第51号）等の当面の目標年度が到来する中、気候変動の影響にも適応した脱炭素社会の実現に向け、省エネの取組の加速化、再生可能エネルギーの導入・利用促進の徹底、脱フロン化の推進及び適応策の強化に取り組んでいくため、京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（平成27年京都府条例第42号）について所要の改正を行います。

※1 パリ協定では、世界の平均気温上昇を工業化以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求すること等を世界共通の長期目標としており、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成できるよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って早期の削減を目指すこととされている。

※2 二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することをいう。

### 2 主な改正内容

#### (1) 京都府地球温暖化対策条例

##### ① 新たな温室効果ガス削減目標の設定

新たな目標として、2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを旨とする。これを明記するとともに、2050年に実質ゼロを実現するため、当面の目標として、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比40%以上削減することを規定することとします。

## ② 新たな温室効果ガス削減目標の達成に向けた取組

### ア 特定事業者による排出削減の促進に係る施策

特定事業者\*に対し、温室効果ガス排出量の削減計画書及び実績報告書の作成・提出を求めるとともに、削減状況の評価を行っています。

計画書への記載を求めている温室効果ガス排出量の削減目標については、知事が別に定める地球温暖化対策指針に規定する目標削減率等を考慮して設定することとしていますが、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の一層の削減を促すため、目標削減率を次のとおり引上げることとします。

また、削減状況の評価に関し、特定事業者による再生可能エネルギーの導入・調達の取組を評価する視点等を新たに加えることとします。

※ 府内における事業活動に係る年間（年度）のエネルギー使用量が原油換算数量で1,500キロリットル以上の事業者等、温室効果ガスの排出量が多い事業者

	評価の基準となる目標削減率	
	現行	改正後
運輸部門	3年間の年平均 1%	3年間の年平均 2%
産業部門	3年間の年平均 2%	3年間の年平均 4%
業務部門	3年間の年平均 3%	3年間の年平均 6%

### イ 代替フロンの排出の抑制等に係る施策

増大する代替フロン\*の排出量を抑制するため、冷媒用代替フロンを使用した機器の使用者に対して、適切な管理を求める規定を新設するとともに、特定事業者に対して代替フロンの使用状況等の報告を求める届出制度を創設することとします。

※ 冷蔵庫やエアコンの冷媒、断熱材などに使用されているフロンの一つである、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の総称。オゾン層破壊効果のあるフロンの代替として利用されているが、オゾン層破壊効果はないものの、温室効果が二酸化炭素の数十倍から1万倍超と高い。

### ウ 電気自動車等の普及促進に係る施策

2020年度末に失効する電気自動車等の普及の促進に関する条例（平成21年京都府条例第11号）の一部規定（駐車場における充電設備の整備等）を地球温暖化対策条例に規定することとします。

### エ 物流の効率化に係る施策

物流に係る温室効果ガスの排出の抑制を図るため、事業者に対する配送の共同化その他の適切な措置を講ずる努力義務を規定していますが、事業者及び府民に対し、事業活動及び日常生活において、再配達の削減に努めなければならないことも規定することとします。

### オ 建築物に係る施策

(ア) 特定建築物\*を新築し、又は増築しようとする場合には、府内産木材等を使用することとしていますが、その使用場所について、これまでの「建築物」のみから「建築物又はその敷地」に拡大することとします。

※ 延床面積2,000㎡以上（増築の場合は、増築部分の延床面積。以下同じ。）の建築物

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第18条各号のいずれかに該当する建築物\*については、地球温暖化対策条例で規定する

特定建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等の規定の対象外とします。

※ 居室を有しない又は高い開放性を有する建築物（自動車車庫、自転車駐車場等）、現状変更の規制及び保存のための措置等がとられている建築物（重要文化財等）並びに仮設建築物

### ③ 気候変動への適応に係る地球温暖化対策の追加

気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）の施行を受けて、地球温暖化対策条例における気候変動の適応に係る既存規定を見直すとともに、府による地域気候変動適応センターの機能確保など、気候変動への適応策に関して、府・事業者・府民等が取り組むべき事項を明記することとします。

### ④ その他の改正事項

用語の定義の明確化等所要の改正を行うこととします。

## (2) 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例

### ① 府の率先取組

府は、地球温暖化対策の更なる推進並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与するため、自らの事務及び事業に関し、再生可能エネルギーの導入等に係る措置を講じることを明記することとします。

### ② 建築物に係る施策

#### ア 特定建築物に導入すべき再エネ設備の基準等の改正

特定建築物に導入しなければならない再エネ設備から得られる熱及び電気の量について、現行の（石油等の一次エネルギーの熱量に換算して得られた量の合計が）1年当たり「3万メガジュール以上<sup>\*</sup>」から、「延床面積に比例した量（30メガジュールに床面積（増築等の場合にあつては、当該増築等に係る部分に限る。単位は、平方メートル）の合計を乗じた量（当該量が45万メガジュールを超える場合にあつては、45万メガジュール）以上）」に強化することとします。

また、再エネ設備の導入場所について、これまでは「建築物」に限定していましたが、技術革新や製品の多様化等によりカーポートなどの建築物以外にも設置が可能となってきたことから、「建築物又はその敷地」まで拡大することとします。

※ 1年当たり3万メガジュールは、太陽光発電設備の場合、約3.1kW程度が目安となります。

#### イ 準特定建築物（延床面積300㎡以上2,000㎡未満）への再エネ設備導入義務規定の創設

延床面積300㎡以上2,000㎡未満の建築物（以下「準特定建築物」という。）に対して、新たに再エネ設備の導入を義務化するとともに（導入義務量：石油等の一次エネルギーの熱量に換算して得られた量の合計が1年当たり3万メガジュール以上）、効率的利用設備<sup>\*1</sup>を導入することを努力義務とする<sup>\*2</sup>こととします。

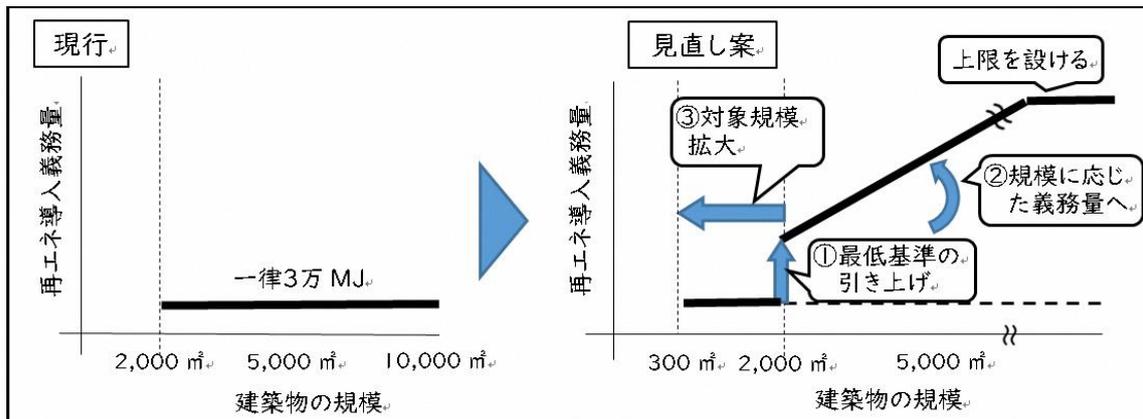
また、当該設備の導入に係る工事完了届を知事に提出しなければならないこととします。

※1 蓄電池やエネルギーマネジメントシステムなど、再生可能エネルギーを効率的又は自律的に利用するための設備

※2 特定建築物に対しては、すでに現行条例で効率的利用設備の導入の努力義務が規定され

ており、準特定建築物についても再エネ導入義務化と併せて同様の規定を設けるもの

[建築物への再エネ導入義務の規定強化のイメージ図]



### ウ 設計者から建築主への情報提供の義務規定の創設

建築物（延床面積10㎡以上のものに限る。）の設計者（建築士）は、施主に対して、当該建築物への再エネ設備の導入等に係る情報（導入が可能な再エネ設備の種類や最大導入量等に関する事項）を記載した書面を交付して、説明しなければならないこととします。

また、特定建築物及び準特定建築物については、設計者は当該書面の写しを一定期間保存しなければならないこととします。

### エ 特定建築物等に係る規定の適用除外

地球温暖化対策条例と同様、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第18条各号のいずれかに該当する建築物については、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例で規定する建築物への再生可能エネルギーの導入の義務規定等の対象外とします。

### ③ 特定事業者に係る施策

地球温暖化対策条例に基づく特定事業者を対象に、再エネ設備<sup>\*</sup>の導入等に係る報告・公表制度を創設することとします。

<sup>\*</sup> 太陽光を電気に変換する設備その他の再生可能エネルギーを発生させるために必要な設備

### ④ 自立型再生可能エネルギー導入等計画認定制度の改正

#### ア 計画認定制度の失効日の延長

本計画認定制度<sup>\*</sup>は、2020年度末をもって失効することとしていますが、失効期限を5年間、延長することとします。

<sup>\*</sup> 中小事業者等による自家消費を目的とする再エネ設備等の導入計画を認定する制度。計画に基づく再エネ設備等の導入に対しては、税制優遇（事業税の減免）措置があります。

#### イ 認定基準の追加

再エネ設備等を災害時に地域で活用できるよう、導入計画の認定の基準に「災害その他の非常の場合に、当該再エネ設備等の電気を一般の利用に供するものであること」を追加することとします。

## ⑤ その他の改正事項

### ア 報告徴収及び立入検査の対象の追加

知事が、この条例に基づく措置の実施状況等に関して報告又は資料の提出を求められることができる対象に、特定事業者、準特定建築物の建築主及び設計者（②ウの建築主への情報提供義務の対象となる者に限る。）を追加することとします。

また、知事が、この条例の施行に必要な限度において、職員に立入検査を指示できる場所に、「準特定建築物及びその敷地」を追加することとします。

### イ 勧告・公表の対象の追加

②イの準特定建築物に係る工事完了届を提出せず、又は虚偽の記載をして提出した者に対し、知事は、必要な措置を講じるよう勧告することができることとし、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができることとします。

### ウ その他

用語の定義の明確化等所要の改正を行うこととします。

## 3 改正時期

令和2年12月京都府議会定例会 改正案提出（予定）

## 4 施行時期

### (1) 2(1)京都府地球温暖化対策条例に関する改正事項

令和3年4月1日施行予定

### (2) 2(2)京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に関する改正事項

#### ア 2(2)②ア、イに関する改正事項

令和4年4月1日施行予定

#### イ ア以外の改正事項

令和3年4月1日施行予定